

○鴻巣市上水道給水条例

平成 17 年 9 月 22 日条例第 146 号

改正

平成 19 年 12 月 25 日条例第 53 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 55 号

平成 31 年 3 月 28 日条例第 15 号

令和元年 9 月 30 日条例第 30 号

鴻巣市上水道給水条例

鴻巣市上水道給水条例（昭和 37 年鴻巣市条例第 8 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 6 条—第 14 条）

第 3 章 給水（第 15 条—第 24 条）

第 4 章 料金及び手数料（第 25 条—第 37 条）

第 5 章 管理（第 38 条—第 44 条）

第 6 章 貯水槽水道（第 45 条・第 46 条）

第 7 章 補則（第 47 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、鴻巣市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第 2 条 鴻巣市水道事業の給水区域は、鴻巣市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年鴻巣市条例第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する区域とする。

（給水装置の定義）

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯以上又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の用途)

第5条 給水装置の用途は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 臨時用及び消火用以外に使用するもの
- (2) 臨時用 工事、興行その他臨時の用に使用するもの
- (3) 消火用 消火及び消火演習の用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事の費用負担)

第7条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込みをする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(加入金)

第8条 給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増径する場合に限る。）をしようとする者は、メーターの口径に応じ、別表第1に定める金額に100分の110を乗じて得た額を加入金として管理者に納入しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、申込みの口径に係る加入金の額と申込みの前の口径に係る加入金の額との差額とする。

2 前項の規定にかかわらず、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）を設置し、戸別検針及び戸別徴収の事務を市が受託する集合住宅及び直結給水方式により給水する建築物等の総括メーターに係る加入金については、納入することを要しないものとする。

3 第1項の加入金は、第6条に規定する管理者の承認後速やかに納入しなければならない。

4 前項の規定により納入された加入金は、還付しないものとする。ただし、給水装置工事の申込

みの取消し又は設計変更等により、管理者が認めたときは、この限りでない。

(給水装置工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、第6条の規定による申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 第1項に規定する指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水装置の位置)

第10条 給水装置の位置は、給水装置工事の申込者の指定するところによる。ただし、管理者においてその箇所が不相当と認めるときは変更させることができる。

2 給水装置工事の申込者は、給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者からの異議について、その責めを負うものとする。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第12条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費

- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に100分の110を乗じて得た額を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第13条 管理者が施行する場合において、当該給水装置工事の申込者は、その設計によって算出した工事費の内、管理者が定めた概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

この場合において、工事に要した費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人に選定し、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第19条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置しなければならない。ただし、管理者が貯水槽以下の施設にメーターを設置する必要があると認めるときは、当該施設にこれを設置することができるものとする。
- 3 メーターを設置する位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与し、保管させる。

- 2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって当該メーターを管理しなければならない。
- 3 水道利用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第21条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 用途又はメーターの口径を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者又は住所に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の利用世帯に異動があったとき。

(4) 消防用として水道を使用したとき。

(5) 代理人又は管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

3 アパート等の給水装置の所有者は、水道の利用者と連帯して前2項の規定による届出を行うものとする。

(消火栓の使用)

第22条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 消火栓を消防の演習に使用するとき、管理者の指定する市職員の立会いを受けなければならない。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(水道利用者等の管理上の責任)

第23条 水道利用者等は善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収するものとする。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、利用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(使用中止の届出のない場合の料金)

第26条 第21条第1項第1号の規定による使用中止の届出がない場合は、水道を使用しないときにおいても、料金は徴収する。

(料金)

第27条 料金は、1月につき別表第2に掲げる種類及び用途により算定した基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第28条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、管理者は定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

(共用給水装置の使用水量の認定)

第30条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯の水量を認定することができる。

(無断使用に対する認定)

第31条 第21条第2項第1号の規定による届出を行わず水道を使用したものは、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(中途使用及び中止の場合の料金算定)

第32条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の料金は次のとおりとする。

- (1) 使用日数が、30日以内は1月とし、31日以上は2月として算定する。
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1以下の場合は、基本料金の2分の1とする。

2 月の中途において、メーターの口径に変更があった場合は、使用日数の多い口径の料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第33条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により2月分まとめて徴収する。ただし、管理者において必要があると認めるときは、この限りでない。

(料金の還付追徴)

第35条 管理者は、料金を徴収した後において、その額に増減を生じたときは、その差額を還付

し、又は追徴しなければならない。

2 前項の還付又は追徴すべき額は次回の料金で精算することができる。

(手数料)

第36条 手数料は、次の区別により、申請者から申請の際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申請後、徴収することができる。

- (1) 法第25条の2第1項の指定 1件につき 10,000円
- (2) 法第25条の3の2第1項の更新 1件につき 10,000円
- (3) 第9条第2項の設計審査(材料の確認を含む。) 1回につき 1,500円
- (4) 第9条第2項の工事の検査 1回につき 1,500円
- (5) 第39条第2項ただし書の確認 1回につき 3,000円
- (6) 水道に関する諸証明 1件につき 150円

2 前項の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第37条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第38条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第12条の工事費、第23条第2項の修繕費、第27条の料金又は第36条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく第28条の使用水量の計量若しくは第38条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (3) 前条第3号の規定により給水の停止をした場合において、なお汚染のおそれがあると管理者が認めたとき。

(家族等の行為に対する責任)

第42条 水道利用者等は、その家族、同居人、利用者その他従業員等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(過料)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく第19条第2項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第38条の給水装置の検査若しくは第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第27条の料金又は第36条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第44条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第27条の料金又は第36条の手数料の徴収を免

れた者に対し、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

第6章 貯水槽水道

（市の責務）

第45条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うことができるものとする。

（設置者の責務）

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（委任）

第47条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置）

2 吹上町及び川里町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、吹上町水道事業給水条例（平成9年吹上町条例第28号）又は川里町水道事業給水条例（平成10年川里村条例第9号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則（平成19年条例第53号）

改正

平成25年12月27日条例第55号

平成31年3月28日条例第15号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の鴻巣市上水道給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 8 条第 1 項ただし書に規定する給水装置に係る加入金の差額の算定において、改正後の条例別表第 1 のメーターの口径に応じた加入金の額が改正前の鴻巣市上水道給水条例（以下「改正前の条例」という。）別表第 1 の同口径に応じた加入金の額より少額るときは、改正前の条例別表第 1 に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額を申込み前の口径に係る加入金の額とする。
- 3 前項の規定は、施行日前に給水装置工事の申込みをした者が、施行日以後に給水装置の改造の申込みをする場合に適用する。
- 4 改正後の条例第 27 条及び第 32 条の規定は、平成 20 年 6 月 1 日以後に算定する水道料金から適用し、同日前に算定する水道料金については、なお従前の例による。
- 5 屈巢、広田、北根、赤城、赤城台、関新田、新井、境及び上会下の区域の水道料金は、改正後の条例第 27 条の規定にかかわらず、平成 20 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までは、次の表に掲げる種類及び用途により算定した基本料金及び従量料金の合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。

種類及び用途		基本料金（1月につき）		従量料金（1立方メートルにつき）
		メーターの口径	料金	
専用 給水 装置	一般用	13 ミリメートル	8 立方メートルまで の分 980 円	8 立方メートルを超え 20 立方メートル までの分 140 円
		20 ミリメートル		20 立方メートルを超え 30 立方メートル までの分 150 円
				30 立方メートルを超え 40 立方メートル までの分 160 円
				40 立方メートルを超え 100 立方メートル までの分 170 円
				100 立方メートルを超える分 180 円
		25 ミリメートル	1,500 円	20 立方メートルまでの分 140 円

	30 ミリメートル	1,700 円	20 立方メートルを超え 30 立方メートル
	40 ミリメートル	2,000 円	までの分 150 円
	50 ミリメートル	2,500 円	30 立方メートルを超え 40 立方メートル
	75 ミリメートル	3,000 円	までの分 160 円
	100 ミリメートル	3,500 円	40 立方メートルを超え 100 立方メートル
			までの分 170 円
			100 立方メートルを超える分 180 円
臨時用	/		450 円

附 則（平成 25 年条例第 55 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 27 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の検針により確定する料金から適用し、施行日前から継続して供給している水道の使用であって、施行日から平成 26 年 5 月 31 日までの間の最初の検針により確定する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 27 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の検針により確定する料金から適用し、施行日前から継続して供給している水道の使用であって、施行日から令和元年 11 月 30 日までの間の最初の検針により確定する料金については、なお従前の例による。

（鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例（平成 19 年鴻巣市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 30 号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中鴻巣市上水道給水条例第36条第1項第5号の改正規定（「150円」を「200円」に改める部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

メーターの口径	金額（1給水装置につき）
13ミリメートル	130,000円
20ミリメートル	190,000円
25ミリメートル	360,000円
30ミリメートル	530,000円
40ミリメートル	1,270,000円
50ミリメートル	2,520,000円
75ミリメートル	5,050,000円
100ミリメートル以上	管理者が別に定める額

別表第2（第27条関係）

種類及び用途	基本料金（1月につき）		従量料金（1立方メートルにつき）
	メーターの口径	料金	
専用 給水 装置	13ミリメートル	8立方メートルまで の分 980円	8立方メートルを超え20立方メートル までの分 150円
			20立方メートルを超え30立方メートル までの分 170円
	20ミリメートル	8立方メートルまで の分 980円	30立方メートルを超え40立方メートル までの分 180円
			40立方メートルを超え100立方メートル までの分 190円
	25ミリメートル	1,500円	100立方メートルを超える分 200円
			20立方メートルまでの分 150円
	30ミリメートル	1,700円	20立方メートルを超え30立方メートル までの分 170円
	40ミリメートル	2,000円	30立方メートルを超え40立方メートル までの分 170円
50ミリメートル	2,500円	30立方メートルを超え40立方メートル までの分 170円	

		75 ミリメートル	3,000 円	までの分 180 円
		100 ミリメートル	3,500 円	40 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分 190 円 100 立方メートルを超える分 200 円
	臨時用	/		450 円
共用給水装置	全口径共通	8 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分 980 円 に世帯数を乗じて得た額		8 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え 20 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分 150 円 20 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え 30 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分 170 円 30 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え 40 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分 180 円 40 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え 100 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分 190 円 100 立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超える分 200 円